

氏名(本籍)	木山慶子(愛媛県)			
学位の種類	博士(体育科学)			
学位記番号	博乙第2591号			
学位授与年月日	平成24年3月23日			
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当			
審査研究科	人間総合科学研究科			
学位論文題目	芸術舞踊から学校教育舞踊へ -創作ダンス導入の理念と実際-			
主査	筑波大学教授	博士(文学)	佐藤臣彦	
副査	筑波大学教授		岡出美則	
副査	筑波大学准教授	博士(心理学)	坂入洋右	
副査	筑波大学教授	博士(芸術学)	岡崎昭夫	

論文の内容の要旨

(研究の目的と方法)

本研究は、学校舞踊教育が、戦後、アメリカのモダン・ダンスの影響のもと、「創作」という理念を重んじつつ、実際の指導現場では、いまなお、教師、生徒双方に戸惑いが見られる、という現状認識を契機としている。折しも学校教育における「ダンスの必修化」という新たな状況下で、本研究では、モダン・ダンスの理念と「創作ダンス」授業との乖離について、芸術舞踊におけるモダン・ダンスの誕生から展開、日本における学校教育舞踊の発展過程、そして、芸術舞踊と学校教育舞踊との関連性を考察することによってその要因を明らかにし、さらに「創作ダンス」の体育的意義について再検討することで、教材としての新たな実践的可能性を提示しようとしている。

(論文構成と概要)

論文構成は、序論(①研究の目的と先行研究の検討、②本研究の課題と方法、③用語の規定)、第一章:モダン・ダンスの理念と教育的展開(①モダン・ダンスの歴史的概観、②イサドラ・ダンカンの舞踊革命、③モダン・ダンスの展開、④ルドルフ・ラバンの舞踊理論と教育システム、⑤モダン・ダンスの理念とフォルム)、第二章:日本のモダン・ダンスの導入と展開(①日本における現代舞踊の創成と展開、②幕開け-石井漢-、③ノイエ・タンツの紹介-江口隆哉-、④方法論の体系化-邦正美-)、第三章:日本の教育舞踊の導入と展開-明治~昭和初期-(①教育舞踊黎明期-明治~大正初期-、②教育舞踊拡張期-大正初期~昭和初期-、③戦時下における教育舞踊暗黒期-昭和初期~敗戦-)、第四章:戦後の教育舞踊の新たな展開-戦後~昭和40年代-(①戦後の舞踊教育の新たな展開、②戦後の教育舞踊前期-既存作品から創作ダンスへ-)、第五章:生涯学習に向けての教育舞踊の展開-昭和50年代~現在(①戦後の舞踊教育後期-生涯教育としてのダンスへ-、②創作ダンスの授業の実際)、第六章:学校体育における創作ダンスの理念(①ダンスの特性と意義、②芸術舞踊と学校教育舞踊における特性と意義の議論)、および「結論と今後の課題」となっている。

論文概要であるが、序論において、前述の本研究における課題と方法を提示したうえで、第一章では、20

世紀になって新たに出現した「モダン・ダンス」について、「古典バレエのあらゆる規範から自由になる」という理念に発するイサドラ・ダンカンの舞踊革命の展開と限界、マーサ・グラハム、ドリス・ハンフリー、メリー・ヴィグマン、マース・カニングハムらによる新たなモダン・ダンスの展開、ルドルフ・ラバンによる舞踊理論と教育システムなどを検討することでその特質を明らかにしている。第二章では、日本における現代舞踊創成期に活躍した石井漠、江口隆哉、邦正美らを取りあげ、わが国において現代舞踊がどのように導入され普及していったのかについて、広く文献資料にあたりながら明らかにしている。第三章から第五章にかけては、日本における教育舞踊の導入と制度的展開について、時系列に沿いながら、それぞれの時期において重要な役割を果たした人びと（伊澤修二、坪井玄道、戸倉ハル、洪井二夫、升元一人ら）の果たした役割や「学習指導要領」の時系列的分析、さらにはダンス授業の実態調査をも含めて考察している。第六章では、「創作ダンス」が過度に「フォームの解体」を押し進めたことにより理念と実際の乖離が惹起されたとしたうえで、ダンスの体育的側面を再検討している。結論的には「創作ダンス」を人間形成という第一義的目的を達成するための教材として再定置しつつ、その多面的要素を引き出すことによって多様な実践形態を展開できる可能性があるとしている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本研究は、欧米におけるモダン・ダンスの成立事情を明らかにした上で、その理念を取り入れることから始まった日本の学校舞踊教育の展開を歴史的に辿りつつ、「創作ダンス」の意義について、「芸術と形式」「芸術と教育」「体育と舞踊」といった基本問題を視野に置きつつ包括的に論じている。また、日本の芸術舞踊家が「芸術舞踊」と「教育舞踊」とをどのように関連づけていたかについても、一次資料に基づいて明らかにしており、これらは独自の研究成果として評価できる。また、学校体育教材としての「創作ダンス」の意義について、ダンス授業の実態調査を踏まえつつ、「多岐にわたる実践方法を生み出すことができる」との結論を導いており、今後の実践的展開の理論的基礎を提示し得る研究として評価できる。

平成 23 年 12 月 22 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。なお、学力の確認は、人間総合科学研究科学学位論文審査等実施細則第 11 条を適用し免除とした。

よって、著者は博士（体育科学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。